

会議の名称	平成29年度 第5回 東村山市空家等対策協議会				
開催日時	平成30年2月8日(木) 午後7時から午後8時まで				
開催場所	いきいきプラザ2階 学習室				
出席者 及び欠席者	<p>●出席者(敬称略)</p> <p>会長：渡部 尚</p> <p>副会長：上田 真一</p> <p>委員：松原 拓郎</p> <p>野崎 隆行</p> <p>相羽 健太郎</p> <p>西村 千晶</p> <p>保井 美樹</p> <p>伊藤 真一</p> <p>岡田 一郎</p> <p>水越 久吉</p> <p>●欠席者</p> <p>委員：中島 利通</p> <p>西山 佳孝</p> <p>●事務局：平岡 和富 環境安全部部長</p> <p>細淵 睦 環境安全部次長</p> <p>高柳 剛 環境安全部環境・住宅課長</p> <p>田中 幹仁 環境・住宅課住環境係長</p> <p>西平 明史 環境・住宅課主任</p>				
傍聴の可否	可	傍聴不可の場合はその理由	/		傍聴者数 3
会議次第	<p>1. 開会</p> <p>2. 議題</p> <p>1) 東村山市空家等対策計画(案)について</p> <p>3. その他</p> <p>4. 閉会</p>				

配 布 資 料	平成29年度第5回東村山市空家等対策協議会次第 東村山市空家等対策計画（案）に関する意見募集の結果 東村山市環境・住宅課からのお知らせ 空き家セミナー資料
問い合わせ先	東村山市環境安全部環境・住宅課 〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3 電話：042-393-5111
会 議 経 過	
<p>1. 開会</p> <p>（会長）</p> <p>定刻ですので、第5回東村山市空家等対策協議会を開会させていただきます。本日、委員各位におかれましては、大変御多忙なところ、また、寒いなか協議会にご参加をいただきまして誠にありがとうございます。それでははじめに、事務局より事務連絡をお願いします。</p> <p>（事務局）</p> <p>本日はA委員、B委員の2名が欠席と聞いております。なお、委員の過半数が出席していただいておりますので、会議は成立となります。事前に配布した資料としては、「第5回東村山市空家等対策協議会次第」「東村山市空家等対策計画（案）に関する意見募集の結果」です。本日配布の資料は、「環境・住宅課からのお知らせ」というチラシと2月17日に開催させていただく空き家セミナーのチラシです。なお、第4回協議会後に配布した東村山市空家等対策計画（案）も、お手元にご用意ください。</p> <p>それでは、東村山市空家等対策協議会の傍聴に関する定めに従い、平成29年度第5回の協議会につきましても原則公開とし、傍聴者への対応を進めたいと考えておりますがよろしいでしょうか。</p> <p>（傍聴人が入室する）</p> <p>2. 議題</p> <p>1）東村山市空家等対策計画（案）</p> <p>（会長）</p> <p>本日の議題は、「東村山市空家等対策計画（案）について」です。これまで4回の協議会で対策計画（案）についてご議論いただきましたが、本日をもって最終決定とさせていただきますと思います。</p>	

対策計画（案）については昨年12月15日から今年1月9日までパブリックコメントを実施しましたので、まずはその結果について事務局より報告をさせていただきます。

（事務局）

パブリックコメントについて報告をさせていただきます。「東村山市空き家等対策計画（案）に関する意見募集の結果」をご用意ください。

こちらについては、対策計画（案）と資料を各公民館含む21施設に設置し、平成29年12月15日（金）から平成30年1月9日（火）まで意見募集をしました。そこでご意見をいただいた人数は6名、ご意見の数は11件でした。

内容としては、「空き家対策に関すること」及び対策計画（案）の15～24ページまでの「対策計画の基本方針」に分類することができました。市の考え方は、意見募集の結果に取りまとめた通りです。

また、今回いただいたご意見は今後の空き家対策の参考とさせていただきます。パブリックコメントについてのご報告は以上です。

（会長）

只今、事務局からパブリックコメントの結果について報告がありました。

第4回協議会の議論を踏まえ、最終的に取りまとめた対策計画（案）の内容を変更するものではないと考えており、対策計画（案）についてはこの内容で決めさせていただきたいと思いますが、パブリックコメント等について何かご質問はありませんか。

（意見なし）

（会長）

それでは、対策計画（案）について本日で最終決定となりますが、特にご異議なければ、協議会としてはこの案で庁内手続きを進めさせていただきますが、みなさまから何かご意見等はないということでしょうか。

（異議なし）

（会長）

それでは、お手元にある対策計画（案）をもって、協議会としてご了承いただきます。

ご協力ありがとうございます。

次に次第3「その他」ですが、事務局から何かありますか。

3. その他

(事務局)

事務局より5点報告があります。

まず1点目は、「空き家に関する相談窓口のご案内」についてです。

本日配布した「東村山市環境・住宅課からのお知らせ」裏面の、「空き家に関する相談窓口のご案内」をご覧ください。

市では空き家の所有者等が抱えるさまざまな問題について専門的なアドバイスが受けられるよう、弁護士会等の専門家団体と「東村山市における空き家対策の推進に関する協定」を平成29年11月24日に締結いたしました。

既に市報及びホームページで周知していますが、この度チラシが完成しましたので環境・住宅課の窓口や専門家団体の窓口等で配布させていただきます。

また空き家の所有者等に発送する通知文に本チラシを同封し、周知を徹底して参りたいと思います。

2点目は、対策計画に記載されている、「総合相談窓口の公募」についてです。

空き家の維持・管理や処分等、所有者が抱える複合的な問題に対応する総合相談窓口を、平成30年7月を目途に開設すべく、市報2月15日号及びホームページで事業者を公募する予定で準備をしていますのでご承知おきください。

3点目は、平成30年度の本協議会の予定です。平成30年度については、協議会を3回程度開催させていただきたいと考えております。

平成30年度は計画期間の初年度ということもあり、基本方針の柱のひとつである「誰もが当事者意識を持ち、みんなで支えあいながら住みよい環境を築く」に力点を置き、市民生活をサポートする地域包括支援センターや民生委員、自治会等を対象にしたセミナーや出前講座等を開催し、空き家について問題意識の共有を図っていきます。

その上で空き家の所有者や今後空き家になる可能性がある方々に対し、必要な情報をしっかりと周知することで、空き家問題について当事者意識の啓発を行っていきます。また先程も触れましたが、多様な相談に対応できる総合的な相談体制を構築していきます。

なお、みなさまの任期は平成30年9月13日となっていますが、できれば9月までに一度協議会を開催していただきたいと考えています。

4点目は、空き家セミナーを2月17日(土)13時30分より開催させていただきます。本日配布した空き家セミナーのチラシをご用意ください。

「実家の継ぎかた、継がせかた」をテーマに本協議会の副会長にご講演をいただきます。セミナー終了後は個別相談会を開催する予定です。

本セミナーは、東京都相続空家等の利活用円滑化モデル事業として東京都の補助金を活用し、東村山市とNPO法人空家・空地管理センターが主催して行うものです。

5点目は、1月19日に、理事者及び管理職等を対象に本協議会のC委員に「住みたいまち、住み続けたいまちの実現」、副題として「郊外のすゝめ」をテーマにご講演をいただき

ました。市内の民間企業の経営者の方にご講演をいただくのは、おそらく初めての取り組みです。当市では、現在公民連携を進めています、そのひとつの形だと考えています。

最後に、本日の会議録を事務局で作成し、後日委員のみなさまに送付させていただきますのでご確認をよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

(会長)

事務局から5点行政の取り組み等について報告させていただきました。対策計画ができあがる前ですが、一部前倒しで動いている状況です。

副会長には2月17日ご講演をいただくということでお世話になりますし、1月19日にはC委員に職員向けの講演会をしていただきありがとうございます。

また、昨年11月24日に弁護士会、司法書士会、行政書士会、宅地建物取引業協会、全日本不動産協会、土地家屋調査士会、建築士事務所協会の7団体と既に協定を結んでいます。

協定締結にあたり、みなさまにご協力いただきありがとうございます。

報告について何かご質問はありませんか。

(D委員)

事務局からありました、2点目の「総合相談窓口の公募」についてですが、東京都の利活用円滑化モデル事業は本年度をもって終わりになるのでしょうか、来年度をもって終わりになるのでしょうか。年度終わりの継続の見通しの確認と、今回市で新たに公募なさることですが、副会長のところも含め東京都の相談窓口は3事業者程あると思いますが、そこに準ずる形ではなく市独自で公募されるということでしょうか。

(事務局)

東京都のモデル事業については、平成28年度と平成29年度の2ヶ年限定の事業で、今後、このモデル事業で得た知見を整理して区市町村にフィードバックすると聞いております。

当市としては対策計画(案)にもある様に、複合的な問題に対応するために総合相談窓口が必要であると考え、公募することにしました。

(会長)

D委員よろしいですか。

(D委員)

はい。

(会長)

その他に何かございますか。

(E委員)

パブリックコメント等をずっとやってこられて、行政の窓口においても空き家に関する苦情といったものは担当所管にしばしば入ってきて、その対応に大変ご苦労があると思います。

私はパブリックコメントが進められている時に市民の方と話をしたのですが、さほど老朽化していない、危険な状態とは思えない空き家でも、この対策計画ができれば、すぐに特定空家等と判断され、すぐに代執行となり、あちこち片づけられていくといったイメージを持たれている市民がいることが分かりました。実際は法的にもそんな簡単な話ではなく、その段階までに多くの手続きを踏んで進めていかなければなりません、そういったところがよく見えずに、この様なイメージを持たれている市民が多いです。

市民の、特に空き家の近所に住む人達は、この対策計画に対する期待が非常に大きく、これによりまちの雰囲気ガラッと良くなる様な期待、希望、その様なイメージを持たれているところが少なからずありそうなので、その辺りについては現実の対応を踏まえて丁寧に進めていくべきだと思います。

もちろん私は議会を代表しているので、市議会の方でもそういったことを各議員にお話していきたいと思えますし、所管におかれましてもそういった空気が市民の中に感じられることをご留意いただければと思います。

(会長)

ご意見ということでよろしいですか。みなさまからその他についていかがでしょうか。

士業7団体のみなさまと協定を結び、ご案内を少しずつ始めていますが、その後市民のみなさまからそれぞれの団体への問い合わせ等は何か入っていますか。

(事務局)

今まで市報やホームページでお知らせしていましたが、ここでようやく連絡先等が整い、チラシが完成したということで、本協議会終了後に士業の方にカラー印刷したものをお渡しします。その時に締結後からの状況もあわせて確認させていただき、今後進めていく中で進めやすい方法を各団体と情報交換させていただきたいと考えています。

(会長)

今年度の締めくくりとして、委員のみなさまから一言ずつこの空き家問題についてご発言いただければと思います。

副会長の方から、最新の状況もお知らせいただきながらご指導いただければと思います。

(副会長)

全国のいろいろな事例を拝見している中で、私達が最近特に思うことを共有させていただきたいと思います。

先程E委員が仰った通り、この空き家問題はかなり間違った理解が進んでいるというか、受け止め方が人によって違い、自分にとってポジティブな受け止め方をされている方が非常に多いと感じています。

空き家問題の根幹の部分は、所有者である個人がいて、元住民というかその地域に実際に暮らしていた方達が管理をしようと思っても、手段や知識がなくなかなか管理できずにいることです。

悪意を持って放置している人達であれば、特定空家等などの制度で指導していけば良いと思いますが、手段や知識が見えない方達に対して、最終的に一番手を差し伸べやすいのは、やはり地域の方達だと思います。

ですから、「自治会の中でできないことをやってください。」というお願いではなく、「空き家問題にどのような形で携わっていくか」を考えていただきたいと思います。

私達NPOの来年度の活動としては、自治会毎の小さな計画として、対策計画の様なものを作ってください、地域にある資源であり住民の方達の大切な資産でもある空き家をどのような形で管理、活用していくかをみなさまで考えていただく機会を設けることを東京都内の別の市町村等と連携しながら、実証実験の様なことを行う予定です。

できれば東村山市でも、そういった住民組織や住民の方達を巻き込んだ空き家対策、啓発をして欲しいと思います。

私達の方でお手伝いできることがあれば今までの事例も含めて共有しながら、そういった取り組みをしていただければと思います。

(会長)

地域の方、住民の方を巻き込んだ対策、啓発が大事だというご指摘ありがとうございます。次にF委員おねがいします。

(F委員)

今お話がありました様に、まず地域の方だという点については同感です。

空き家になったところというのは、だいたいそこを巡ってそれぞれの方の生活上の課題や人生上の課題等もあると思うので、この対策計画を作ったことが、そういった課題を解決できる契機になれば良いと思います。そこで市民の方々が地域生活を営んでいくきっかけになれば、お役に立てることもあるのかなと思います。

また、地域の方達だけではなく、この相談窓口の話にもありましたが、これから先は各窓口が相談を受けた時に、実際には縦割りではなく、複合的な課題がそれぞれのケースにあるのは間違いないので、ここの課題というよりは各専門職の課題だと思いますが、きちんと連

携を取りつつ複合的なものに取り組んでいける形を、専門職の方で作っていただければなお良い
と思い、その先に期待したいと思います。どうもありがとうございました。

(D委員)

今回まとめていただいたパブリックコメントの結果からもわかると思いますが、意見の
件数やご意見を拝見させていただいても、2年前のこの協議会発足当時に比べて市民の関心
が高まってきていると感じました。

今回対策計画(案)としてまとめたスローガンの「誰もが当事者意識を持つ」というところ
も、徐々に浸透しているのかなと感じ、やりがいを感じています。

市民の方々からは、具体的な政策が欲しいという様なご意見が多く、より具体的なご意見
をいただいたところもありますので、次年度に関してはこういった形で具体的な施策を組ん
でいくかに注力をして、不動産業界として取り組みたいと思います。

(C委員)

2年間の形としてこの様にまとまったものを拝見し思うことは、先程から話にあった通り
、これらの対策計画がきっかけで関心が高まり、ポジティブに取られすぎてしまうことが
あると思う一方で、やはり、情報が出てこないことが一番の問題だと思います。

多少誤った解釈をされてでも声を上げていただくことは、何らか問題解決のひとつのき
っかけになると思いますし、更にそのことが問題解決されることで活性化をしていったり、ま
た新たな使い方が生まれたりということにも繋がっていくだろうと、個人的には前向きに捉
えたいと思います。

そういった意味では、出てきた声に対しどの様に対応していくのか、そういった声を上げ
ることがより望ましいということの啓発を含めて、どう情報発信をしていくのか、今後の課
題として残る部分だろうと思います。

私達は、民間事業者でありながら住民でもあるところでいうと、さっきの施策の様な話で、
目に見える形を作らなくてはいけないと思います。

この前、市の研修会の中で話した話で、東村山市ではありませんが、弊社で持っている倉庫
があり、元々は住宅でクリーニング屋だった店舗を随分前に買い取ったまま、仮住まいの住
居と倉庫として使っている現状で、ある意味空き家になっていました。

そこを今、シェアオフィスとコインランドリーとカフェが複合した様な施設を立ち上げる
計画を予定しています。

それぞれが空き家を持つ方達にとって何かのヒントになったり、「何かうちでもこういう
ことならやれそうだ」ということを具現化したものとして見ていただけると良いと思いま
す。結果としてそれが何らかまちに影響を与える様なことになれば尚のこと良いと思いま
す。

私達は民間事業者ですから、事業収益にも繋がる様な売上や、利益として大きなものを期

待するわけではありませんが、何かひとつのきっかけや新たな拠点になっていけば良いと思うので、事業所としては今後もそういったものをたくさん手掛けながら、その中で啓蒙、啓発が図れていければ、それが私達に与えられている使命なのかという気もします。

本当にきっかけにすぎないこの2年間だろうと思いますが、更に良い形で東村山市が空き家対策と向き合えていけたら良いと思います。

(会長)

ありがとうございます。残念ながら市内ではないということですが、空き家をリフォームして、コインランドリーとカフェとコワーキングスペースを作られるという面白い試みなので、そういった活用が増えるとまた面白いまちになると思います。

(C委員)

民間の方がやってみたいということになれば一番良いなと思います。

是非そういった相談があった時には、ご相談をいただければ有難いなと思います。

(G委員)

これを見せていただき、やはり一番最初のきっかけだと思います。

これからが一番大変になると思いますが、私は高齢者の専門なのでおそらく相続や入所というところに一番関わってくると思います。

一番お願いしたいのは、まず動けない方が多いので、総合相談窓口の中でアウトリーチをしていただきたい。そこで相談を受ける体制を組んでいただくことを切にお願いしたいです。

また、住民モデル事業ということで住民を交えていろいろ行っていくと思いますが、対策計画(案)の中にも、担い手を探すと書いてありましたが、実は担い手を探すことは非常に大変なことで、今私達も仕事の中で各町に分かれて担い手探しをしています。出てくる方というのはほとんど決まっていて、その方があっちもこっちも行っているということが非常に多いです。できれば、高齢者に限らず利活用の部分も含めて、機運として空き家をなくそうということで盛り上げていただけると良いと思います。

やはりどうしても時間がある方とは高齢者に限られてくるし、働いている方は日中出てくるのが難しいという部分も確かにあるとは思いますが、そういった方からの意見も取り入れて活用という部分も力を入れていただけると嬉しく思います。

(会長)

ありがとうございます。やはり相談窓口を開設してもなかなか相談に来られない方々というのは、潜在的にいらっしゃると思いますので、そういった方々にどの様に寄り添ったサポートができるかが課題だと考えています。

(G委員)

来られる方は意識を持っているのでまだ良いと思います。逆に来られないの方が問題だと思いますので、来られない方を考えていただくと良いと思います。

(H委員)

2年間どうもありがとうございました。やるべきことが一通り網羅されたと感じています。

市民の意見募集の結果を拝見し、やはり市にかなり前のめりの取り組みを期待しているとすごく感じました。

全体に関することもそうですが、「協働で活用していく」ということに関して、思ったより多くの意見が出ていると感じました。

相談に関してはアウトリーチ等でどんどん行って欲しいということだと思いますし、利活用に関してもかなり具体的なアイデアが多く出ているので、実現して欲しいというニーズがあるのだと思いました。

とは言いつつも、おそらく行政としてできるのは、自ら事業することではなくプラットフォームを作り、それが動く様にしていくということだと思うので、やはり担い手をどれだけ発掘し応援できるかということだと思います。

住民組織により空き家を使える様に応援していくことも勿論大事ですが、むしろ空き家をひとつのチャンスに感じている若い人達が、うちの大学にもいますし様々なところにいるので、東村山市が空き家のマッチングや利活用を多摩地域の中で先導してやろうとしているというメッセージを上手に広く発信できると良いと思います。

先程事務局から公民連携を進めている話がありましたし、空き家活用に関するいろいろな活動の話がありました。

アイデアを出すだけではなく、自らリスクを負ってでも空き家を使おうとする様な担い手を見つけ出して、それをいかに応援していくのか。

それは、先程の話だと来年度、再来年度にかけての話かもしれませんが、そうして広く担い手の裾野を広げて成功例を作っていくことにより、所有者と行政と地域の間を繋ぐ様なエージェント的な担い手を作っていくことが大事になると思います。

今後ともよろしくお願いします。

(I委員)

これを作る中で、空き家の一番の原因が施設入所や相続ということが出ているので、私は第一義的に、相続という年代の前倒しで当事者意識を持ってもらうという情宣活動の様なものに重きを置いてほしいと思います。

一度空き家になると解決するのに大変な時間と労力がかかりますし、今子供に将来面倒を見てもらうことを考えている人は本当に少ないと思うので、相続等の年代の前に自分の所有

権を持っている不動産についてどうあるべきかを考えることを、もっと前倒しのできる様な情宣活動をすることにまずは期待しています。

また実務的には相談窓口ができるということで、各士業との横の連携もとれて具体的な解決に至る様なものが出てくれば良いと思います。

(会長)

ありがとうございます。また引き続き相談窓口ということでいろいろ行政書士会のみなさまにもお世話になると思いますので、よろしくをお願いします。

(J 委員)

2年間いろいろお世話になりました。私もどんな成果が生み出されるか想像が付きませんが、みなさまの力は素晴らしいと更に認識しました。

立派な成果物ができました。仏ができたということで、ここに魂が入り良い運用がされることを願っております。

私は一昨年2年間自治会長をした経験からいろいろなご提案やご意見を出させていただきました。二百数十所帯の自治会で、ご主人が2、3年前に施設に入り、さらに奥様が昨年2月に同じ施設に入ることになり、結果的に空き家になった家があります。

ご家族の状況がわからないということで、事務局長さんから電話が来ました。私はたまたま昨年3月にご長男とお会いする機会があり、ご長男の状況についてお知らせしました。

結論として、私が自治会長をしている時に4件のそういった方がわかりました。どこに移転したか、入所、施設に入ったか。その方もどうしようもできないので、その次はやはり相続となる。息子さんや娘さんがいれば、我々がその方を把握して台帳作りに回るので、この様なことを台帳にずっと書き込める様なシステムになる。そういったことが空き家対策問題でも出てきたと、3月の自治会の総会で話そうと思います。

また、私は1年遅れて75歳で初めて老人会にも入りました。2つの老人会に分かれていて、熱心な会長2人が、いずれ空き家になる予備軍である独居生活の人などに手を差し伸べたく、そういった友愛活動の具体的な方法を探しています。おそらく予備軍とされるご当人は悩んでいると思います。東村山市で対応する窓口があることが分かれば大変喜ばれると思います。

自治会を運営している様な方は、是非この新しい施策を広めるシステムを町で作れると良いと思います。私は小さい団体でやりたいと思います。

我々の二百数十所帯の中で、昨日あたりから1件工事に入り更地にしています。1世帯だったものを2世帯に分譲するという看板まで出ています。

空き家が全て売られていくことは、一般に考えられる空き家対策の一番良い例かもしれませんが、ここまで論じた中に利活用ということがありましたので、この活動に入る前に、利活用の事例を収集したものと良いと思います。

先程申し上げました息子さん娘さんに、あなたの空き家を売る以前に今ある現物としてこういう利用の仕方がありますという提案をするためにも、事例集の様なものを作ることを提案したいと思います。

地域価値の向上という我々が目指した言葉のためにも、自治会の活動も、新しい活動として空き家対策に目を向けることも大きい活動のひとつではないかと再認識しました。

お世話になりました。

(E委員)

私は途中からで、約半年ほど一緒に議論させていただき、ありがとうございました。

私も自治会のことが気になります。

何故なら空き家の情報や、そこに住んでいた人の情報を一番持っているのは、市役所ではなく、やはり地元の自治会やご近所です。

そういった意味では、情報をストックするのも発信していくのも自治会というか、住民のコミュニケーションというか、その繋がり大きな力だと思います。

そこが弱くなっていくと空き家だけではなく、防犯、防災あるいは子供たちや一人暮らしの高齢者の見守りのところまで、どんどん抜け落ちていってしまうと感じます。

残念ながら今自治会の加入率は非常に厳しい地域が多いと聞いています。

従来からお住まいの方と新たにこちらに越して来られた方の人間関係が、しっかりと自治会という組織を通じて作られた、「日頃からお付き合いのあるまち」というのはハードの部分ではなくソフトの部分で非常に住みやすいまちだと思いますが、都市化していることによってそういったところが抜け落ちてしまう恐れがあると思います。自治会が持つ役割やご近所付き合いの重要性も再認識されるべきではないかと思えます。

そうでなければこういう計画を作ってもうまく機能していかないということも心配です。

そういった意味では自治会のあるところ、活発に活動されているところは比較的安心ですが、そうではない地域においても、単に空き家対策だけではありませんが、住民自治、住民のお付き合いをしっかりと醸成していく様な政策が必要になってくると感じます。

空き家問題をどうするかということのひとつのテーマとし、ご近所で話し合ったり、一緒に調べていこうとする動きでも構わないと思います。

防災対策に関しても、ご近所付き合いがあまり親密ではなかった阪神・神戸の地震の時に、やはりもっと自主防災組織の様な繋がりがなければお互いの身を守れないということだったので、あまり近所とお付き合いをしたくないという空気にならないよう、今後も進めていければ良いと思います。

(会長)

みなさま方から一言ずつご意見をいただきましてありがとうございます。

今日ここで対策計画を確定させていただきましたが、みなさま方からいただいたご意見等を

踏まえ、これからいかに魂を吹き込んでいくかというJ委員のお話にもあった様に、運用面がこれから大事になると思います。

ただ、おそらく多摩地域でも空家等対策計画を策定している自治体はまだそれほどなく、そういった意味では当市は比較的对処的なことではなく、今後のまちづくりあるいは福祉等の様々な観点から空き家問題を総合的に考え、先程もお話があった様に地域価値を維持向上させる、いわばマイナスをプラスに転ずる様な発想で、これからも空き家問題に取り組んでいかなければならないという観点から対策計画を策定させていただきました。

今後、東村山市が郊外の住宅都市として生き残っていくためには、当然魅力・活力あるまちづくり、安全安心のまちづくりを進めていくわけですが、やはり住民のみなさま一人ひとりが当事者意識を持って自分の資産、そしてそれを中心としながら地域エリアの価値をどう考えていただくかが非常に大事なことだと思います。

先程もありました様に、今日で終わりではなく、今後も引き続きこの協議会は次年度以降もみなさまに進捗状況等を報告させていただきながら、ご指導いただくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

4. 閉会

(会長)

それでは特に事務局の方から連絡がなければ、以上で本日の第5回東村山市空家等対策協議会を閉会とさせていただきます。本日は大変ありがとうございました。

以上